



この事業は、お子さまの成長を支える事業です。
お子さまに過度の負担がからないように、利用を計画してください。

◆利用日数について

曜日単位で必要分だけの支給です。(原則、月 23 日以上の利用はできません)

キャンセル待ちやスポット利用はできません。

支給量は最大日数なので、月によっては余ることが想定されますが、
振替としての利用は原則できません。

◆個別支援計画について

児童発達支援事業所に配置されている「児童発達支援管理責任者」と、定期的な相談・
面談等を行った上で、個別支援計画を作成することが義務付けられています。
計画が、お子さまの支援にふさわしい内容かどうかよく検討してください。
個別支援計画には保護者のサインが必須です。

◆複数の事業所利用について

同日に複数の児童発達支援事業所を利用することはできません。

- ・ 市民税課税世帯のうち所得割 28 万円未満の方は、負担上限月額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、事業所に管理を依頼する必要があります。
原則として最も多く利用する事業所に利用者負担上限管理事務依頼(変更)届出書を記入してもらい、区役所にご提出ください。

地域療育センターあおば児童発達支援を利用している未就学児の場合は、
地域療育センターあおばが管理します。

◆利用内容の変更について

以下のような状況になった場合、変更の手続きが必要になりますので、
担当ソーシャルワーカー(相談支援専門員)にご連絡ください。

- ・ 利用する事業所を変える
- ・ 利用する日数を増やす、あるいは減らす
- ・ 利用中の事業所で、利用する時間や曜日や形態などが変わる
- ・ サービスの利用を支給期間の途中でやめる
- ・ 転居する など

モニタリング(家族や事業者への聞き取り)を実施し、計画の見直しを行います。
区への受給者証の変更申請も必要となります。